

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度 西九州自動車道・一般国道202号今宿道路建設事業関係埋蔵文化財発掘調査委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 金 井 仁 志 福岡市東区名島3丁目24-10
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	糸島市 糸島市長 月形 祐二
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥19,880,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 令和7年度西九州自動車道・一般国道202号今宿道路建設事業
関係埋蔵文化財発掘調査委託業務
2. 履行場所 : 福岡県糸島市二丈上深江、石崎
3. 随意契約の相手方 : 名称 糸島市長 月形 祐二
住所 福岡県糸島市前原西1丁目1番1号
電話 092-332-2093
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
本業務は、道路等の事業施工前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、糸島市文化課と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。
 - 2) 当該業務の内容
本業務は、事業施工箇所の埋蔵文化財発掘調査を糸島市文化課に委託するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。
糸島市は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図ると共に、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘作業、整理保存等を行っている。
以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、糸島市が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、糸島市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

計画課長 永松 寿隆